

手続きはお早めに

各種手当・助成制度をご利用ください

特別児童扶養手当

20歳未満の身体・精神に中程度以上の障がいのある児童を監護する父、母または父母にかわって児童を養育している人に対して支給されます。

※ただし、障がいを事由に年金を支給される児童や児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

障害児福祉手当

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障がいを持つ人に対して支給されます。

ひとり親家庭医療費助成金

ひとり親家庭の人にかかる医療費の3分の2を助成します。

●助成を受けることができる人

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父、母または父母にかわって養育している人。

●助成の対象となる人

国民健康保険または社会保険等に加入しているひとり親家庭の父、母および児童、または父母のいない児童

●受給資格

【父母】児童が20歳になるまで

【児童】児童が18歳になる年度末まで

❖いずれも所得制限、障がいの程度により該当しない場合があります。



親子でふれあいながら活動する子育てサークルです。あなたも参加しませんか？

◆ 対象…就園前の乳幼児とその保護者(益城町在住)

◆ 時間…午前10時～11時30分

◆ 場所…町公民館(健康管理センターとなり)

・年会費(乳幼児1人当たり1,000円)が必要です(1日体験可)。

★…お道具セット(のり・はさみ・クレヨン・セロテープ)をご持参ください。

❖誕生会の申し込みは、

りすクラス⇒12日まで、ぞうクラス⇒22日まで

幼稚園就園奨励事業

私立幼稚園保育料などを補助します

町内に住む、私立幼稚園園児の保護者のうち、下の表に該当する世帯に対して、各幼稚園をとおして(町外私立幼稚園も可)保育料などの補助を行っています。



手続きなどについては、各幼稚園にお問い合わせください。

| 補助区分 | 私立幼稚園保育料などの補助額(年額) | | |
|-----------------------------|--------------------|----------|--|
| 生活保護世帯 | 第1子 | 223,200円 | |
| | 第2子 (同時入所) | 264,000円 | |
| | 第3子以降(〃) | 303,000円 | |
| 町民税が非課税の世帯、または町民税所得割が非課税の世帯 | 第1子 | 193,200円 | |
| | 第2子 (同時入所) | 249,000円 | |
| | 第3子以降(〃) | 303,000円 | |
| 町民税所得割額が34,500円以下の世帯 | 第1子 | 109,200円 | |
| | 第2子 (同時入所) | 207,000円 | |
| | 第3子以降(〃) | 303,000円 | |
| 町民税所得割額が183,000円以下の世帯 | 第1子 | 46,800円 | |
| | 第2子 (同時入所) | 175,000円 | |
| | 第3子以降(〃) | 303,000円 | |

※小学1～3年生がいる世帯は、補助額が異なる(増額)場合があります。

※保育料・入園料の実際の支払い額が補助限度です。

| 主な活動内容 | |
|------------------|--|
| りす 1 クラス | 7月 5日 ★造形あそび(たなばたさま) 12日 ふれあいあそび(みんなで一緒に) 26日 7月生まれのお誕生さん ★今月の折り紙(きんぎよ) |
| | 8月 9日 成育調べ(身長・体重・手形) |
| | 7月 6日 紙芝居・七夕カレンダー製作 20日 6・7月生まれの誕生会 リズム遊び・エプロンシアター |
| | 8月 3日 運動会の練習・うたと手遊び |
| ひよこ 0 クラス | 7月 8日 運動遊び(マットであそぼ) |
| | 22日 ★自由開放日・歯科相談 |
| ぞう 2 クラス以上 | 29日 7月生まれの誕生会・お話しなあに |
| | 8月 12日 大きくなったかな(身長・体重・手形) |